## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

新潟県から、以下のとおり、営業時間短縮の協力要請が発出されました。 この要請に該当する施設を運営し、営業時間の短縮に協力した事業者を対象に、「新型コロナウイルス感染症拡大 防止協力金」を支給します。申請手続きについては、新潟市のホームページ等で改めてお知らせいたします。

| 1 要請期間 | 令和3年 <b>4月21日(水) 0時</b> から、令和3年 <b>5月9日(日) 24時</b> までの <b>全ての期間(19日間)</b><br>※感染状況によっては期間を延長することもあり得る   |  |  |  |
|--------|---|--|--|--|
| 2 対象施設 | 食品衛生法第52条に定める営業許可を取得している次の施設 ①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ②酒類を提供する飲食店 【具体例】居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店 等 |  |  |  |
| 3 対象区域 | 新潟市全域   |  |  |  |
| 4 要請内容 | 午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的にご協力いただくこと<br>※酒類の提供は午後8時まで<br>※従前より、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外。  |  |  |  |

## 【協力金の1店舗あたりの支給額】※19日間、全ての日において、営業時間を短縮した店舗が対象です。

|  |                                   | 確定申告等に基づく前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が         |   |                                |  |
|--|-----------------------------------|---------------------------------------|---|--------------------------------|--|
|  |                                   | 8万3333円以下の場合                          | 8万3333円~25万円の場合                           | 25万円以上の場合                      |  |
| 中小企業者等   | A <u>売上高</u> による方法<br>(1日の売上高の3割) | <b>47.5万円</b><br>2.5万円/日 ×19日間        | <b>47.5万円~142.5万円</b><br>2.5~7.5万円/日×19日間 | <b>142.5万円</b><br>7.5万円/日×19日間 |  |
|  | B <u>売上高減少額</u> による方法             | 【計算式】前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4×19日間 |   |                                |  |
| 大企業( <u>売上高減少額による方法</u> ) 【上限額】380万円(20万円×19日間)又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3×19日間のいずれか低い額 |                                   |                                       |   |                                |  |

協力金に関するお問合せ先

新潟市経済部産業政策課 電話 025-226-1610 (後日、専用コールセンターを開設予定です)